

第3次秋田県読書活動推進基本計画（案）

－ 生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに －

計画期間：令和3～7年度



令和3年3月
秋 田 県

目 次

はじめに	1
第1章 第2次基本計画における主な取組と課題等	2
第2章 第3次秋田県読書活動推進基本計画について	6
第3章 読書活動推進のための施策	10
1 家庭における読書活動の推進	10
2 学校における読書活動の推進	17
3 地域・職場における読書活動の推進	23
4 関係機関等との協働による読書活動の推進	28
5 指標一覧	34
〈参考資料〉	
I 県内公立図書館・公民館図書室等・点字図書館一覧	37
II 秋田県の読書活動推進体制について	40
III 秋田県民の読書活動の推進に関する条例	41

は じ め に

読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築にも寄与するものであることから、本県では、平成22年4月施行の「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、平成23年3月に「秋田県読書活動推進基本計画」を、平成28年3月に「第2次秋田県読書活動推進基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）を策定し、県民の読書活動の推進に取り組んできました。

第2次基本計画（平成28～令和2年度）では、読書環境の整備としてスーパーやコミュニティスペースなど県民の身近な所に図書コーナーを設置する取組や、人づくりとして読書活動に携わるボランティアの育成などを進めてきました。

近年、スマートフォンやSNSの普及が進み、若年層を中心に利用時間が増加傾向にあるなど、情報を得る手段に変化が生じており、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛などの影響によって、その傾向が顕著になってきていると言われています。

こうした中であって読書に親しむ環境づくりを進めていくためには、子ども頃から読書習慣を身に付けられるような読書に親しむ人づくり、学校における読書活動、働く世代や高齢者等への読書支援のほか、多様な読書ニーズに対応できる公立図書館や学校図書館のサービスの提供を行っていくことで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを進める必要があります。

このため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3次秋田県読書活動推進基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）では、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、県民のライフステージ等に応じた読書環境の整備を進めます。

県では、学校、市町村をはじめとする関係機関と連携・協働しながら各施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様方、また、多くの関係の方々に感謝申し上げます。

令和3年3月

秋田県読書活動推進本部長

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1章 第2次基本計画における主な取組と課題等

本県では、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする第2次基本計画に基づき、民間団体、企業、市町村等と連携・協働しながら、県民の身近な所に図書コーナーを設置する取組や、読み聞かせボランティア等の読書活動を推進する人材の育成等を進めてきました。

本章では、第2次基本計画における主な取組を振り返るとともに、読書活動を取り巻く情勢の変化及び第3次基本計画に向けた課題についてまとめます。

1 主な取組

(1) 家庭における読書活動の推進

- 県立図書館と県子ども読書支援センターが協力し、児童書の整備や読書相談活動、読み聞かせ等を実施することにより、子どもの読書環境の充実を図りました。
- 県立図書館の「teens' コーナー」や「シニアコーナー」の充実を図り、中・高校生や高齢者の利用を促進しました。
- 家族で読書を楽しみ、読書習慣を形成するため、リーフレットや県公式ウェブサイト等により、親子の読み聞かせに適した絵本や優良図書を紹介しました。

(2) 学校・職場における読書活動の推進

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の訪問時や研修会等において、絵本の読み聞かせの大切さについて指導・助言を行い、保育者の理解を深めました。
- 教育庁の専門職員が学校を訪問し、先進的な取組について情報提供を行うとともに、各学校の読書活動についての相談に応じるなどの支援をしました。
- 県立図書館が学校図書館に対し、図書セットの貸出をするとともに、職員等を対象とした研修会を行うなどの支援をしました。
- 県立図書館と相互協力協定を締結している大学図書館(秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学)との間で、各館の所蔵資料を利用者が活用できるよう、相互貸借を推進しました。
- 出前講座において県内企業の取組も先進事例として紹介し、企業内文庫の普及を図りました。

(3) 地域における読書活動の推進

- 幅広い世代を対象に、読書に親しむ多様な機会を提供したほか、読書の楽しさを発信できる読み聞かせボランティアを育成するなど、新たに読書を始めたり、読書の幅を広げたりする県民を増やすための取組を推進しました。
- 市町村立図書館等への支援として、県立図書館や県子ども読書支援センターの資料貸出や職員を対象とした研修会を行いました。
- 県立図書館と県子ども読書支援センターからボランティア団体等へ資料の貸出を行い、読み聞かせ団体等の活動を支援しました。
- 広く県民に生涯学習の機会を提供する総合的な学習講座「あきたスマートカレッジ」において、県民が読書に親しむ機会を提供しました。
- 県民の注目度が高い県内のトップアスリート等による動画を配信することにより、若者を中心とした県民の読書意欲を喚起しました。

(4) 県民協働による読書活動の推進

- 企業や団体、市町村との連携により、住民が利用しやすい施設に図書コーナーを設置する取組を実施し、新たに県内41施設に図書コーナーが設置されました。
- 県と県内25市町村で構成する「秋田県読書活動推進連絡協議会」を平成28年5月に設置し、県と市町村の協働による推進体制の強化を図りました。
- 秋田県点字図書館において、ボランティアを中心に点字図書や音声図書等の製作を行い、視覚障害者への図書サービスの向上を図りました。
- 11月1日の「県民読書の日」に合わせて「ふるさとの文学と読書のつどい」等のイベントを開催し、県民の読書意欲を喚起しました。

2 読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 学校図書館の整備充実

- 「学校図書館法の一部を改正する法律」（平成26年法律第93号）を踏まえ、学校図書館の望ましい在り方を示す学校図書館ガイドライン（平成28年）が提示されました。

- 学校図書館ガイドラインでは、校長が学校図書館の館長としての役割を担い、校長のリーダーシップの下、学校図書館全体計画を策定するとともに、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされ、「読書」「学習」「情報」の各センター機能の充実を図るよう努めることとされました。
- 学習指導要領の改訂（平成29年3月 幼稚園・小・中学校、平成30年3月 高等学校）では、主体的・対話的で深い学びの実現を主とする学校教育への新たなニーズに応えられる学校図書館運営と資料・人材配置が求められており、また、学校図書館の機能を活用した言語環境の整備と言語活動及び主体的な読書活動を充実させることが規定されています。

（２）情報通信手段の普及・多様化

- インターネットを利用する青少年の平日1日当たりの平均利用時間は、年々増加し、令和元年度には3時間を超えており、また、児童生徒のスマートフォンの利用率も年々増加しています。

※内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和2年4月）

- 近年のスマートフォンやSNS等の普及は、読書活動にも影響を及ぼしていると考えられます。

（３）視覚障害者等の読書環境の整備

- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）」が令和元年6月に公布、施行されました。
- 読書バリアフリー法は、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。
- 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を推進する責務があります。

3 第3次基本計画に向けた課題

（１）世代別に対応した読書環境の整備

令和2年度県民意識調査の結果、1日平均30分以上読書をしている人の割合は44.2%にとどまり、目標の70%を大幅に下回っている。

す。年代別で最も割合の高いのは「70歳以上」の56.6%であり、いずれの世代も目標の70%に達しておらず、各世代に応じた読書環境の整備を図ることが求められます。

(2) 学校図書館の機能強化

地域の図書館を含む学校図書館の利用について、学齢が上がるにつれて頻度が下がる傾向にあります。利用の促進に向けて、学校図書館ガイドラインに則って、子どもの読書習慣の形成や課題解決の場として、また開かれた教育課程に寄与する施設として、「読書」「学習」「情報」の各センター機能の充実に努める必要があります。

(3) 公立図書館の機能強化

公立図書館は、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、読書活動を推進する団体の支援を行うなど、読書活動を推進する上で重要な役割を担っていることから、県民の読書環境を充実させるためには、公立図書館のサービス機能の強化を図ることが必要です。

(4) 関係機関等との協働による読書活動の推進

県民の読書に対する関心を高めるためには、市町村、学校、図書館、民間団体等との連携強化を図り、協働による読書活動の推進に取り組むことが大切です。

(5) スマートフォンやSNS等の普及への対応

インターネットやスマートフォンの普及、それらを活用したSNS等情報通信手段が多様化している現状に即して、読書活動の推進に際しては、これらのツールを有効に活用することが求められます。

(6) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

読書バリアフリー法が公布・施行されたことを踏まえ、点字図書館や公立図書館等において、点字図書、音声図書及び拡大図書等の充実や利用者のニーズに応じた円滑な利用のための支援など、視覚障害者等の読書環境の整備を推進することが必要です。

第2章 第3次秋田県読書活動推進基本計画について

第1章で整理した第3次基本計画に向けた課題を踏まえつつ、各施策に係る主な取組を「家庭」「学校」「地域・職場」における読書活動の推進及び「関係機関等との協働」による読書活動の推進の4つの柱に整理することとします。

また、県民のライフステージ等により、読書についてのニーズが移り変わることから、第3次基本計画においては、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、各世代に応じた読書活動の推進に取り組みます。

1 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

2 基本目標

『生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに』

(代表指標)

- 各世代を通じて「読書は好きだ」と答える県民の割合
【目標：80%以上】
- 各世代を通じて1日平均30分以上読書をしている県民の割合
【目標：70%以上】

3 基本的方向

- (1) 県民のライフステージ等に応じて、読書に親しむ環境を整える。
- (2) 勉学、仕事、余暇活動など生活の様々な場面で、気軽に読書することができる環境を整える。
- (3) 読書は習慣付けが重要であることから、特に子どもの読書活動を積極的に推進する。

4 施策の4つの柱と主な取組

(1) 家庭における読書活動の推進

- ・ SNS等を活用した読書活動に関する情報提供
- ・ 県立図書館の各世代に対応した読書環境の整備
- ・ 子どもの読書相談やおはなし会の実施
- ・ 読み聞かせにお薦めの絵本の紹介

(2) 学校における読書活動の推進

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等における読み聞かせの推奨
- ・学校図書館の利活用の充実
- ・学校図書館の環境整備

(3) 地域・職場における読書活動の推進

- ・市町村立図書館等の機能の充実に向けた支援
- ・読み聞かせボランティアの養成及び活動支援
- ・企業内文庫の普及啓発

(4) 関係機関等との協働による読書活動の推進

- ・秋田県読書活動推進連絡協議会の活用
- ・視覚障害者等の読書環境の整備
- ・外部機関等と連携した図書館利用促進

5 各世代に応じた読書活動の推進

県民が生涯にわたって読書に親しみをもてるよう、各世代に応じた読書活動の推進に取り組みます。

(1) 乳幼児期

乳幼児期から本に親しむ機会をもつため、読み聞かせの絵本の紹介や保育者に読み聞かせの推奨等を行います。

(2) 小学生・中学生

子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、計画的な学校図書館の利活用や、読書環境の充実に取り組みます。

(3) 高校生・大学生

生涯にわたって読書に関心をもち続けられるよう、読書への意識啓発や主体的活動のための支援等を行います。

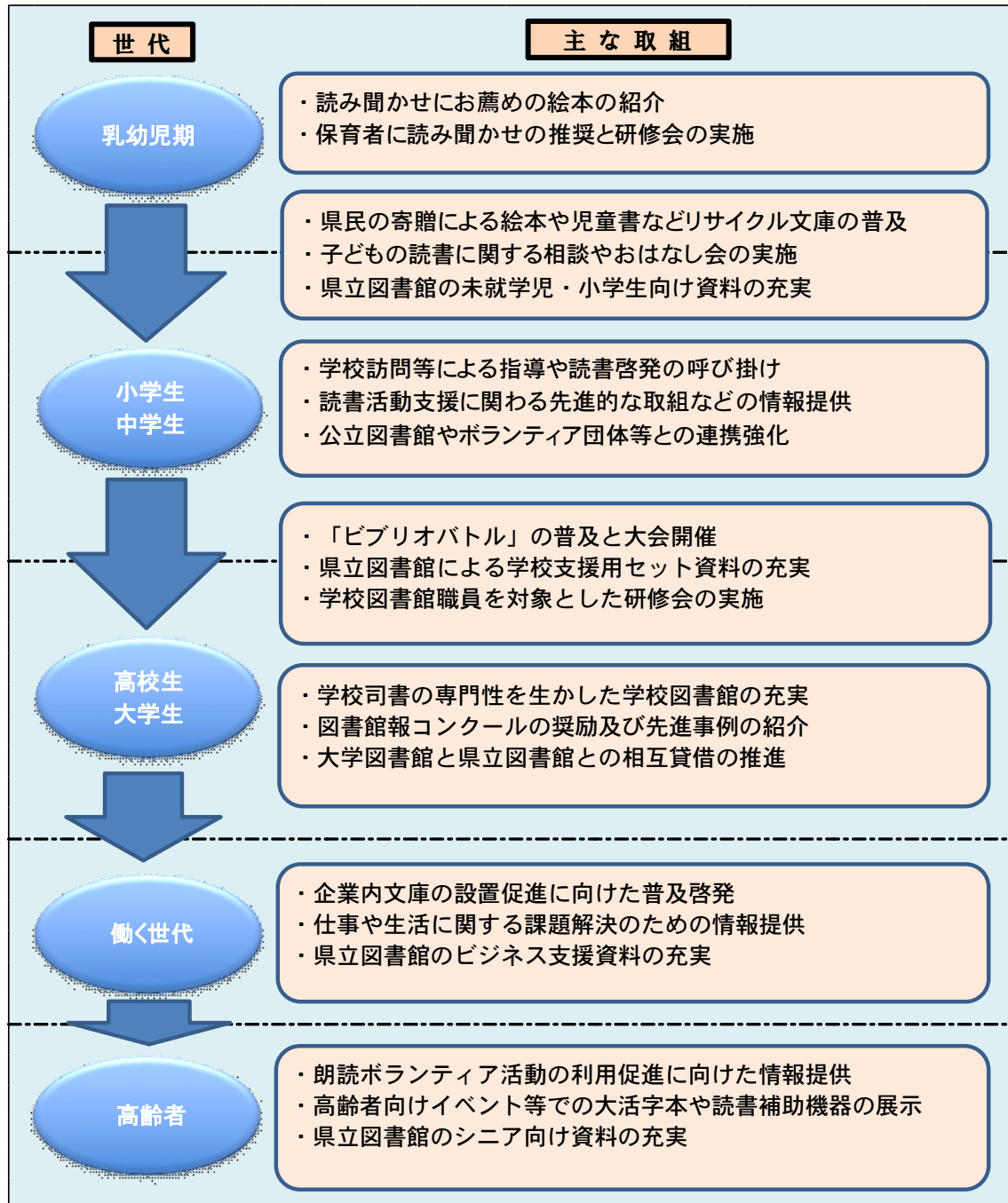
(4) 働く世代

仕事や生活に関する課題解決のための情報提供及び企業内文庫の普及啓発等を行います。

(5) 高齢者

高齢者向け資料の充実を図るとともに、読書が困難な高齢者の方への支援に取り組みます。

～生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに～
《各世代別の取組》



6 図書館等における新型コロナウイルス感染防止策

県内の図書館等では、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての図書館の役割を果たすため、公益社団法人日本図書館協会より示された「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考として、各施設の状況に応じた新型コロナウイルスの感染防止策を講じています。

なお、県立図書館では、以下の感染防止策を実施しており、今後も感染状況を踏まえ、引き続き取り組んでいくこととしています。

〔具体的な取組〕（令和3年1月末現在）

- ・カウンター内や閲覧席の仕切りの設置
- ・閲覧席の削減や利用者同士の適切な距離の確保
- ・返却された資料や検索機器等の消毒
- ・自動扉の常時開放や送風機の設置等による館内換気の徹底
- ・入館時の検温及び連絡先確認
- ・館内でのマスク着用の呼び掛け
- ・閲覧室内に図書の除菌ボックスを設置 など

第3章 読書活動推進のための施策

本章では、第2章の考え方に沿って4つの柱ごとに、読書活動の推進に関する県の施策の内容をまとめています。

また、読書活動を推進するうえでは、県の施策のみならず「家庭」「学校」「市町村」「民間団体」等の果たす役割が重要であることから、協働して取り組む関係団体等の役割についても記載しています。

1 家庭における読書活動の推進

【家庭の役割】

- 子どもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。
- 家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。
- 心豊かに人生を過ごすため、生涯にわたって読書に親しむことが大切です。

《県の施策》

（1）県立図書館の利用促進に向けた体制の整備

① 各世代に対応した読書環境の整備

「子育て情報コーナー」や「teens' コーナー」「シニアコーナー」など、各世代に対応して設置されたコーナーにおいて、それぞれのニーズを把握し、該当分野の資料を充実させることにより、読書環境の整備を図ります。

〔具体的な取組〕

〈世代別コーナーの設置・資料の充実〉

- ・ えほんのへや（未就学児・小学生）
- ・ 調べ学習コーナー（小・中学生）
- ・ teens' コーナー（中・高校生）
- ・ 子育て情報コーナー（子育て世代）
- ・ ビジネス支援コーナー（働く世代）
- ・ シニアコーナー（高齢者）

【指標と目標数値】

- ・ 県立図書館の年間購入冊数
(R 1) 14,063冊 → (R 7) 15,000冊
- ・ 県立図書館の新規登録者数
(R 1) 2,067人 → (R 7) 2,300人
- ・ 県立図書館の年間個人貸出冊数
(R 1) 361,658冊 → (R 7) 400,000冊



▲teens'コーナー



▲シニアコーナー

② 県民の読書ニーズに対応できるサービス機能の強化

県民の多様な読書ニーズに対応できる資料や情報を提供するため、県立図書館の資料や職員体制の整備を図り、レファレンス・サービス※の周知と機能の強化に努めます。

※レファレンス・サービス

図書館で、資料・情報を求める利用者に対して提供される文献の紹介・提供などの援助のこと。

〔具体的な取組〕

- ・ サービス周知のための広報の充実
- ・ 参考図書やデータベース等の関係資料の整備
- ・ 職員の資質向上のための研修の実施
- ・ レファレンス協同データベース※への事例登録

※レファレンス協同データベース

国立国会図書館が運営するデータベースで公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館等におけるレファレンス事例や調べ方マニュアル等のデータを蓄積し、インターネットを通じて提供することにより、一般利用者の調査研究活動を支援しているもの。

【指標と目標数値】◆利用者アンケート

- ・「レファレンス・サービスを知っている」と答える利用者の割合
(R1) 53.1% → (R7) 60.0%
- ・「レファレンス・サービスに満足している」と答える利用者の割合
(R1) 84.0% → (R7) 90.0%

③ 秋田県立図書館デジタルアーカイブの活用促進

秋田県立図書館デジタルアーカイブ※を活用し、県内のアーカイブ機関が所蔵している資料のアップロードを進めることにより、システムのさらなる充実を目指し、県民への情報提供の向上を図るとともに非来館者向けサービスの拡充を図ります。

※秋田県立図書館デジタルアーカイブ

秋田県立図書館、あきた文学資料館、博物館、近代美術館、埋蔵文化財センター、生涯学習センター、公文書館の全7施設が所蔵する資料の目録や画像情報を一元的に検索できるポータルサイト

〔具体的な取組〕

- ・秋田県立図書館デジタルアーカイブへのデータ登録と整備
- ・SNSを活用した秋田県立図書館デジタルアーカイブに関する情報発信

【指標と目標数値】

- ・登録データ数
(R1) 605,687件 → (R7) 615,000件
- ・閲覧件数
(R1) 33,557件 → (R7) 40,000件



◀ 秋田県立図書館デジタルアーカイブ

④ ウェブサイトやSNSを活用した情報発信

県民が図書館の利用方法や読書活動促進に関する施策、イベント等の情報を適切に得られるよう、ウェブサイトやFacebookページ等を活用した広報を行います。

〔具体的な取組〕

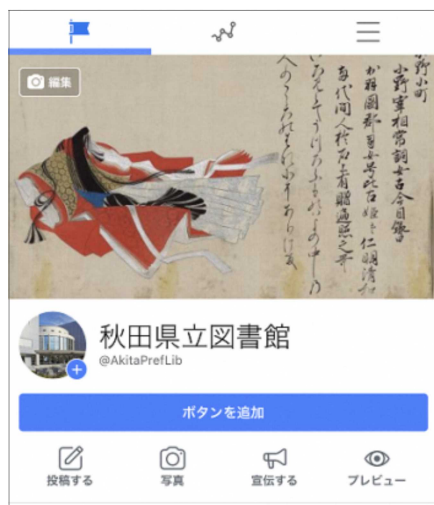
- ・利用案内や図書館が提供するサービスについての情報発信
- ・図書館からのお知らせ・イベント情報の発信
- ・所蔵資料や展示資料の紹介
- ・秋田県立図書館デジタルアーカイブの紹介
- ・市町村支援、学校支援に関する情報提供

【指標と目標数値】

- ・県立図書館ウェブサイトのアクセス数
(R1) 235,195件 → (R7) 270,000件
- ・県立図書館Facebookページのフォロワー数
(R1) 118人 → (R7) 500人



▲秋田県立図書館ウェブサイト



県立図書館Facebookページ▶

(2) 子どもの読書習慣づくり

子どもの本に対する興味・関心を高め、また本に接する機会を増やすために、県立図書館と県子ども読書支援センター※が協力して、子どもの読書に関する相談やおはなし会等を積極的に実施し、家庭における子どもの読書環境の充実と推進を図ります。

※県子ども読書支援センター

子どもの読書活動に関する広報、啓発、調査研究活動や各種イベントの開催を行うことを目的に県立図書館内に設置されている。「えほんのへや」で子どもの読書に関する相談を受け付けるほか、県内の読書ボランティア団体や学校図書館、幼稚園・保育所・認定こども園等を対象に読み聞かせ資料の貸出等も行っている。

〔具体的な取組〕

- ・読書相談の実施と事例紹介
- ・子ども読書ノート配布
- ・月2回のおはなしタイムの実施
- ・季節のおはなし会の実施

【指標と目標数値】

- | | | | |
|------------|---------------|---|---------------|
| ・読書相談件数 | (R 1) 3 3 2 件 | → | (R 7) 3 5 0 件 |
| ・おはなし会実施回数 | (R 1) 2 3 回 | → | (R 7) 2 4 回 |
| ・おはなし会参加人数 | (R 1) 6 6 3 人 | → | (R 7) 7 2 0 人 |



▲夏のおはなし会の様子



▲子ども読書ノート

(3) 児童会館での子どもの読書活動の推進

県子ども読書支援センターから県児童会館図書室への児童書の貸出を行うとともに、県児童会館図書室運営に関する相談や、読書関係事業への協力を通して、子どもの読書環境の充実を図ります。

〔具体的な取組〕

- ・県子ども読書支援センター資料の貸出
- ・県児童会館の読書関係事業への協力

【指標と目標数値】

- | | | | |
|---------|---------------|---|------------------|
| ・資料貸出冊数 | (R 1) 5 9 3 冊 | → | (R 7) 1, 0 0 0 冊 |
|---------|---------------|---|------------------|

(4) 読み聞かせにお薦めの絵本の紹介

親子の読み聞かせにより読書の楽しさを広げるとともに、親と子が心のふれあいを深めながら、子どもの情感を育むことができるようにするため、読み聞かせに適したお薦めの絵本を選定し、デジタルブック「あふれちゃんのえほんばこ」等により紹介するほか、その絵本の貸出等を行います。

〔具体的な取組〕

- ・あきたの結婚・子育て応援情報ウェブサイト「いっしょにねっと。」へのデジタルブック「あふれちゃんのえほんばこ」の掲載や、地元新聞社と連携した記事掲載による絵本の紹介
- ・県児童会館図書室における絵本の展示・貸出



◀県児童会館2F図書室にある絵本コーナーで絵本を読んでもらう子どもたち



あふれちゃんのえほんばこ2020 ▶

(5) 生涯学習としての読書活動の奨励

生涯学習としての読書活動の奨励のため、文学や教養に関連する数々の作品に親しむことを目的とした講座を行います。

また、県立図書館と連携し、講座開設の前後に関連書籍コーナーを設け、講座受講者への利便性を高めることにより、読書に親しむ取組を推進します。

〔具体的な取組〕

- ・文学や教養に関連する講座の実施

(6) 高齢者などへの読書支援

読書が困難な高齢者や障害者等をサポートするボランティア活動を広く県民に周知することにより、活用の促進を図ります。

〔具体的な取組〕

- ・市町村立図書館等を拠点とした朗読ボランティア活動の把握及び情報提供

【指標と目標数値】

- ・電話（対面）朗読ボランティア活用者実数
（R1）22人 → （R7）50人

(7) 「あきたブックネット」による情報発信

県民の読書意欲を喚起するため、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内のウェブページ及びSNSアカウント「あきたブックネット」を活用して、読書に関する様々な情報を発信します。

〔具体的な取組〕

- ・若者に訴求力のある著名人が読書の魅力について語る動画を配信
- ・県内の公立図書館等の情報を発信
- ・お薦め本の紹介
- ・県内で読書に関連した取組をしている方々「まちなかBOOKリーダー」の取組を紹介
- ・「まちの本屋」の読書活動の推進に関する取組の紹介
- ・読書に関するイベント情報を発信
- ・大学生によるSNSを活用した読書情報の発信
- ・オーディオブックや電子書籍等を活用した読書活動の推進
- ・SNSの特性を活用した県民参加型の読書活動の推進

【指標と目標数値】

- ・Twitter「あきたブックネット」のアクセス数
（R1）1,510,644件 → （R7）2,100,000件



◀ Twitter「あきたブックネット」

県内の書店や図書館と相互フォローし、県内外の読書に関する新しい情報を随時発信している。

2 学校における読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等

【幼稚園・保育所・認定こども園等の役割】

- 読み聞かせ等の絵本とのふれあいは、子どもたちの心を育む大切な時間です。
- 保育者に様々な分野の内容の絵本や紙芝居を繰り返し読んでもらうことで、言葉の感覚や語彙が豊かになり、子どものイメージの世界が広がります。
- 園では、発達に応じた多くの絵本を整えるなど環境を工夫したり、読書環境の充実を図るため家庭へ啓発したりすることも大切です。

《県の施策》

① 幼稚園・保育所・認定こども園等における読み聞かせの推奨

乳幼児期から本に親しむ機会をもつため、保育者に読み聞かせを推奨するとともに、絵本等の素晴らしさを伝えるなど保育者の読み聞かせに対する理解を深める取組を行います。

〔具体的な取組〕

- ・効果的な読み聞かせの方法など、保育者の実践的な指導力の向上を目指した研修会の実施

【指標と目標数値】◆研修会における受講者アンケート

- ・新規採用者研修受講者の肯定的評価

(R2) 90.0% → (R7) 93.0%

(2) 小学校、中学校、高等学校等

【小学校、中学校、高等学校等の役割】

- 子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っており、平成29年、平成30年に公示された学習指導要領において、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。
- 学校においては、全ての子どもが読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、適切な支援や読書環境の整備を図る必要があります。

《県の施策》

① 子どもの発達の段階に応じた読書活動の推進

ア 小・中学校における取組

子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、各教科等の授業における計画的な学校図書館の利活用を図るとともに、学校図書館、公立図書館、ボランティア等の連携による読書環境の充実に取り組みます。

〔具体的な取組〕

- ・ 学校訪問等における指導や読書啓発の呼び掛け、優れた実践についての情報提供
- ・ 公立図書館等との連携強化

【指標と目標数値】（全国学力・学習状況調査）

- ・ 「読書が好き」と答える児童の割合（小学校6年生）
（R1）82.0％ → （R7）82.0％
- ・ 「読書が好き」と答える生徒の割合（中学校3年生）
（R1）76.6％ → （R7）80.0％
- ・ 週に1回以上学校図書館等に行く児童の割合（小学校6年生）
（R1）23.9％ → （R7）30.0％
- ・ 週に1回以上学校図書館等に行く生徒の割合（中学校3年生）
（R1）7.6％ → （R7）20.0％



◀ 休み時間に学校図書館で
友達と絵本を読む子どもたち

イ 高等学校における取組

生徒が生涯にわたって読書に関心をもち、社会に出てからも読書時間を確保していくため、学校生活全体における読書への意識啓発と図書委員会等の主体的な活動の充実に図るとともに、学校間での実践例の共有を通して学校図書館の利活用の充実に向けて取り組みます。

〔具体的な取組〕

- ・学校訪問等における指導や読書啓発の呼び掛け
- ・学校司書の専門性を生かした学校図書館の充実
- ・高等学校教育研究会学校図書館部会における先進事例の紹介と図書館報コンクールの奨励
- ・高等学校教育研究会家庭科部会との連携による絵本の読み聞かせ等の実習の奨励
- ・学校図書館活性化モデル校等協議会における先進事例等の共有
- ・公立図書館等との連携強化

【指標と目標数値】

- ・1か月に1回以上学校図書館を利用する生徒の割合
(R2) 20.1% → (R7) 40.0%
- ・1か月に本を1冊以上読む生徒の割合
(R2) 61.4% → (R7) 70.0%

ウ 特別支援学校における取組

幼児・児童・生徒が読書の面白さに気付き、本に親しみ、好きな本が増えていくことは、読書活動が充実し、家庭生活や余暇の過ごし方が豊かになる生涯学習にもつながります。

本を効果的に活用した学習により、本に親しんだり、お薦めの本を紹介したりできるよう、校内の読書環境の充実に努めるとともに、他の学校や地域の人々との交流における図書を活用した取組を一層推進します。

〔具体的な取組〕

- ・学校訪問等における読書環境の充実に向けた指導、教科指導等及び家庭学習における図書活用の呼び掛け
- ・図書を活用した他の学校や地域の人々との交流の実践に関する情報提供

【指標と目標数値】◆読書活動等に関する調査

- ・校内の読書環境の整備と改善に毎月取り組んでいる学校の割合
(R1) 73.0% → (R7) 95.0%
- ・図書を活用した他の学校や地域の人々との交流により、本に親しんだ幼児・児童・生徒の割合
(R1) 60.0% → (R7) 95.0%

② 「ビブリオバトル」の普及と大会開催

コミュニケーションによって本の面白さや魅力を共有し、読書のきっかけづくりとするため、発表者が紹介したお薦め本の中から、「一番読みたくなった本（チャンプ本）」を参加者全員が投票で決める「ビブリオバトル」を県内各地で開催します。

〔具体的な取組〕

- ・ビブリオバトル地区大会の開催
- ・ビブリオバトル秋田県大会の開催

（３）学校図書館

【学校図書館の役割】

- 学校図書館は、読書活動の拠点である「読書センター」としての機能、授業をはじめとする学習活動を支援する「学習センター」としての機能、情報の収集・選択・活用能力を育成したり、学校内外の情報ニーズに対応したりする「情報センター」としての機能を有している必要があります。
- 読書活動のみならず、学習活動や探究活動における利活用を通じて、主体的・対話的で深い学びにつながる「知の拠点」としての役割が期待されています。
- 図書館を使う授業の専門家である司書教諭と、図書資料情報収集等環境整備の専門家である学校司書との協働による、図書館運営と授業支援が求められています。
- 地域の様々な方々の参画を得られる学校施設として、また多様な価値観をもつそれぞれの子どもたちにとっての居場所の一つとして、学校図書館の整備充実に努めていくことが大切です。

《県の施策》

① 学校図書館の活性化支援

ア 学校訪問による読書活動支援

学校図書館を訪問し、学習活動の支援の在り方や校内の推進体制について指導助言を行います。また、特徴的な実践例からヒントを得て自校の取組に生かすことができるよう、情報提供を行います。

〔具体的な取組〕

- ・学校訪問等における相談・指導助言や情報提供

イ 担当教職員等への研修による支援

県内の小・中学校図書館の司書教諭や学校司書等を対象とした実務研修を行うことで、学校における子どもの読書活動の一層の充実を図ります。

〔具体的な取組〕

- ・学校図書館担当教職員等を対象とした実務研修会の実施

② 県立図書館の学校図書館等への支援

ア 学校図書館の環境整備と研修機会の提供

学校図書館の環境整備や改善、機能の活性化を図るため、県立図書館の学校支援用セット資料の一層の充実を図り、多くの図書資料を学校へ貸し出しすることを通して、児童・生徒の読書意欲を喚起し、読書の幅を広げます。また、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、学校図書館担当教職員や高等学校等の図書委員を対象とした研修の場や交流の場を設け、資質向上のための支援をします。

〔具体的な取組〕

- ・学校支援用セット資料の充実
- ・高等学校・特別支援学校に県立図書館コーナーの設置
- ・司書による学校図書館訪問指導・助言
- ・学校図書館職員研修会の開催

【指標と目標数値】

- ・学校図書館への年間貸出冊数
(R1) 18,169冊 → (R7) 20,000冊

イ 図書館利用と読書への興味・関心を高める取組

児童・生徒・学生等が読書に対して興味をもち、関心を高めることができるよう、県立図書館において、セカンドスクールの利用※を促進します。また、インターンシップや見学者等の受け入れなど、図書館の仕事や役割についての理解を深める機会を提供します。

※セカンドスクールの利用

児童生徒が学校を離れた場所で、様々な自然体験や社会体験を行う授業で、図書館においては、図書館職員の仕事の体験を行う。

〔具体的な取組〕

- ・小・中学校のセカンドスクールの利用、職場見学の受け入れ
- ・高校生・大学生のインターンシップの受け入れ

【指標と目標数値】◆児童・生徒・学生へのアンケート

- ・「セカンドスクールの利用等の取組に満足した」と答える児童・生徒・学生の割合
(R1) 90.2% → (R7) 100.0%
- ・「図書館の仕事・役割を理解した」と答える児童・生徒・学生の割合 (R1) 100.0% → (R7) 100.0%



▲学校図書館の取組の様子



▲セカンドスクールにおける施設見学の様子

3 地域・職場における読書活動の推進

(1) 市町村

【市町村の役割】

- 住民の最も身近にある市町村には、それぞれの地域の実情に応じた読書活動を推進するための計画を策定するとともに、地域における読書活動のための拠点としての役割を市町村立図書館等が果たせるよう、より利用しやすい読書環境の整備を図ることが求められます。
- 市町村は、図書館や公民館図書室を始め、学校や民間団体などとの連携や協力により横断的な取組を図る必要があります。
- 福祉施設の入所者など図書館への来館が難しい住民の読書意欲に応えるサービスを提供する必要があります。

《県の施策》

① 市町村立図書館等の機能の充実に向けた支援

ア 資料貸出や情報提供による支援

住民の様々なニーズに応えられるよう、県立図書館及び県子ども読書支援センターからの資料貸出により、市町村立図書館等の利用及び地域の読書活動の活性化を推進します。また、市町村立図書館等を通じた高齢者福祉施設等、地域内の諸団体への資料貸出の取組を推進します。併せて県立図書館のノウハウを生かした助言や情報提供を効果的に実施します。

〔具体的な取組〕

- ・ 県立図書館から市町村立図書館等への資料貸出（個人向け及び団体向け資料の整備と充実）
- ・ 県子ども読書支援センターから市町村立図書館等への資料貸出
- ・ 市町村立図書館等の訪問
- ・ 電話・メール等による相談業務

【指標と目標数値】

- ・ 市町村立図書館等の年間個人貸出冊数
(R1) 2,371,796冊 → (R7) 2,500,000冊
- ・ 市町村立図書館等への年間貸出冊数
(R1) 21,319冊 → (R7) 23,000冊
- ・ 市町村立図書館等の相談件数
(R1) 125件 → (R7) 220件



◀ ▲市町村立図書館向けセット資料の貸出

イ 市町村立図書館等職員の育成

市町村立図書館等職員を対象とした図書館運営に関する研修会を実施し、地域の実情に応じた読書推進の取組を主体的に実施できる職員の育成を図るとともに、県内市町村立図書館等職員の交流の場を提供します。

〔具体的な取組〕

- ・県立図書館での集合研修の実施
- ・出前型研修の実施

【指標と目標数値】◆参加者アンケート

- ・「満足した」と答える参加者の割合

(R1) 98.3% → (R7) 100.0%

ウ 課題解決のための読書や図書館利用の促進

県立図書館や市町村立図書館等において、健康や、介護、法律、仕事など県民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するための関連コーナーを充実させ図書館セミナー等を開催します。また、それにより、図書館利用や読書のきっかけづくりを進めます。

〔具体的な取組〕

- ・関連コーナーの資料整備や、関係機関のパンフレット等による情報提供
- ・関係機関との共催等による問題解決支援のための関連セミナーの実施
- ・市町村立図書館等の課題解決支援サービスに対する取組の助言や情報提供

【指標と目標数値】◆利用者アンケート

- ・「取組を知っている」と答える利用者の割合
(R1) 65.5% → (R7) 80.0%
- ・「取組に満足している」と答える利用者の割合
(R1) 64.0% → (R7) 80.0%
- ・市町村立図書館等のサービス実施館数
(R1) 56館 → (R7) 60館

② 「子ども読書の日」の周知と取組の推進

4月23日の「子ども読書の日」を周知するとともに、各市町村が「子ども読書週間」の期間に子どもが読書に親しむことができるイベントを企画するよう働きかけます。

〔具体的な取組〕

- ・「子ども読書の日」に関する取組調査
- ・「子ども読書の日」ポスター配布

【指標と目標数値】◆市町村一斉調査

- ・実施市町村数と取組件数
(R2) 25市町村 176件 → (R7) 25市町村 200件

(2) 民間団体

【民間団体の役割】

- 民間団体は、読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするような取組を実施し、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与しています。
- 地域の読書活動を推進するためには、ボランティア等が公立図書館や学校図書館等と協力して、読み聞かせ等の読書に親しむ取組を行うことが必要です。

《県の施策》

① 読書ボランティア等への支援

市町村図書館や学校図書館等を活動拠点として読み聞かせ等を行うボランティアの養成や、実務スキルの向上及び情報交換の場を提供するための研修等を実施します。

〔具体的な取組〕

- ・ 読み聞かせボランティア養成講座の実施
- ・ 読み聞かせボランティア交流会の開催

② 読み聞かせ団体等への活動支援

県内の読み聞かせ団体等の活動を支援するため、県立図書館と県子ども読書支援センターからボランティア団体等へ資料貸出を行います。

〔具体的な取組〕

- ・ 県立図書館からボランティア団体等への資料貸出
- ・ 県子ども読書支援センターからボランティア団体等への資料貸出

【指標と目標数値】

- ・ 県立図書館からボランティア団体等への資料貸出
(R 1) 7 1 3 冊 → (R 7) 8 0 0 冊
- ・ 県子ども読書支援センターからボランティア団体等への資料貸出
(R 1) 5, 6 4 8 冊 → (R 7) 6, 0 0 0 冊



▲読み聞かせボランティア養成講座



▲読み聞かせボランティア交流会

(3) 職場

【職場の役割】

- 近年、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造は急速に変化しており、社会人には様々な変化に向き合い、課題を解決する能力が以前にも増して求められています。
- 読書活動を継続することにより、思考力が鍛えられ、問題解決能力の向上を図ることができることから、職場の読書環境を充実させることが大切です。

《県の施策》

① 企業内文庫の普及啓発

読書時間の確保が難しい働く世代の読書環境を充実させるため、企業内文庫の普及を図ります。

〔具体的な取組〕

- ・ 出前講座における県内企業等による先進的な取組事例の紹介
- ・ 企業内文庫の取組に関する市町村との情報の共有
- ・ SNS等を活用した先進的な取組事例の紹介

【指標と目標数値】◆県民意識調査

- ・ 「1日平均30分以上読書をしている」と答える20～60歳代の割合 (R2) 40.7% → (R7) 70.0%

4 関係機関等との協働による読書活動の推進

《県の施策》

(1) 秋田県読書活動推進連絡協議会の充実

県と市町村で構成する秋田県読書活動推進連絡協議会において、読書に関する情報の共有化を図り、県と市町村が協働して、読書活動の推進に向けて取り組みます。

〔具体的な取組〕

- ・地域における読書活動の推進に関する優良事例の共有
- ・市町村立図書館や学校図書館等の活動の充実
- ・電子書籍等電子媒体を活用した多様な読書活動の推進
- ・「県民読書の日」に関する一体的な広報活動

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

① 視覚障害者等の図書館利用に係る体制の整備

読書バリアフリー法に基づき、秋田県点字図書館と連携を図りながら、視覚障害者等が図書館を利用しやすくするためのサービス提供と読書環境整備を進めます。また、市町村立図書館等に対し、図書館における障害者サービスに関する情報提供や助言等を行い、さらに専門家による研修を実施するなどして、市町村立図書館等での障害者サービスの底上げを支援します。

〔具体的な取組〕

- ・サピエ※の導入による各種コンテンツの提供開始
- ・拡大読書器の設置
- ・障害者サービスに関する研修の実施
- ・大活字本、LLブック（読みやすいように工夫して作られた本）等関連書籍の充実
- ・秋田県点字図書館との連携

※サピエ

視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している。

【指標と目標数値】◆利用者アンケート

- ・「障害者サービスを知っている」と答える利用者の割合
(R 7) 50.0%
- ・障害者サービス利用登録者数(累計) (R 7) 50人

② 視覚障害者等の秋田県点字図書館の利用に係る体制の整備

視覚障害者等の読書環境を整備するため、秋田県点字図書館における蔵書の充実及び点字・音声図書等の製作を担う人材の養成、資質向上に努めます。

また、視覚障害者等に対してデイジー図書※等を利用するために必要な情報機器等を貸与し、習得支援を行うとともに、サピエを利用したサービスの提供を促進します。

※デイジー図書

デイジー(DAISY)とは、「Digital Accessible Information System」の略で、デジタル録音図書の国際標準規格のこと。デイジー図書は、通常の印刷物を読むことが困難な視覚障害者等を対象に、カセットテープに代わるものとして、この規格により開発されたデジタル録音図書。

〔具体的な取組〕

- ・図書の製作・貸出
- ・点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成
- ・情報機器等に関する相談対応
- ・サピエを通じた図書に関する情報提供や貸出
- ・広報活動(関係団体へのリーフレット等の配布、点字図書館主催行事の案内等)

【指標と目標数値】

- ・図書の製作数
(R 1) 294タイトル → (R 7) 350タイトル
- ・図書の貸出数
(R 1) 7,408タイトル → (R 7) 7,700タイトル

（３）大学図書館と県立図書館の連携強化

大学図書館が所蔵する専門的な資料・情報を県立図書館利用者が活用できるようにするとともに、大学等の学生や教職員が県立図書館の資料を利用できるよう、それぞれの蔵書構成の強みを生かせるよう図書相互貸借を推進します。また、定期的に情報交換の場を設け、双方のよりよい図書館運営につなげます。

〔具体的な取組〕

- ・ 県立図書館と相互協力協定を締結している大学（秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学）との相互貸借を推進するための広報活動の強化
- ・ 秋田県図書館等連絡会の開催

【指標と目標数値】

- ・ 大学図書館との相互貸借の年間貸出冊数
(R1) 303冊 → (R7) 350冊
- ・ 大学図書館との相互貸借の年間借受冊数
(R1) 52冊 → (R7) 60冊

（４）県内の大学等との連携

大学生の読書への興味・関心を高めるため、県内の大学と連携して、学生による読書活動の推進に関わる取組を支援します。

〔具体的な取組〕

- ・ 読書に関するイベントへの参画
- ・ 大学生によるSNSを活用した読書情報の発信

（５）外部機関等と連携した図書館利用促進

県立図書館から連携先の外部機関に資料貸出を行うことで、普段、図書館利用のない人たちに図書館の有効性等をアピールし、図書館利用を促進します。また、県立図書館が所蔵する資料や情報提供機能の一層の充実を図るため、県の関係機関やその他の外部機関と連携した事業を実施します。

〔具体的な取組〕

- ・ 外部機関等への資料貸出
- ・ 図書館のサービスと連動した各種イベント（セミナー、展示等）の開催
- ・ 外部機関等と連携した各種イベント（セミナー、展示等）の開催

【指標と目標数値】

- ・ 外部機関等への貸出冊数
(R1) 1,388冊 → (R7) 1,500冊
- ・ イベントの開催回数
(R1) 61回 → (R7) 60回



◀ 県立博物館と連携した特別展示

(6)「県民読書の日」の啓発

県民の読書に親しむ気運を高めるため、11月1日の「県民読書の日」に合わせ、イベントの開催や広報等を行います。

また、記念事業として創設された「ふるさと秋田文学賞」の募集や入賞作品集を通して県民の読書意欲を喚起します。

〔具体的な取組〕

- ・ 「ふるさと秋田文学賞」の作品募集及び入賞作品の情報提供
- ・ 「県民読書の日」制定を記念したイベントの開催
- ・ 「秋田県花いっぱい運動の会」等の民間団体との連携

【指標と目標数値】◆参加者アンケート

- ・ 「県民読書の日」を知っていると答える参加者の割合
(R1) 84.8% → (R7) 90.0%



◀ 第6回ふるさと秋田文学賞受賞作品集

(7)「秋田県読書フェスタ」の開催

11月1日の「県民読書の日」を中心とする前後2週間を「秋田県読書フェスタ」期間とし、県民の読書意識の向上を図るとともに、全県のどこにおいても読書に親しむことができるよう、市町村立図書館やボランティア団体等と連携して読書イベントを開催します。

〔具体的な取組〕

- ・「秋田県読書フェスタ」に関する取組調査
- ・「秋田県読書フェスタ」のイベント情報をウェブページで紹介

【指標と目標数値】◆市町村一斉調査

- ・実施市町村数と取組件数

(R2) 21市町村 197件 → (R7) 25市町村 200件

(8) 県民の寄贈によるリサイクル文庫の普及

子どもたちの身近な場所での読書環境づくりや、大人の読み聞かせを進めるため、県民から寄贈された絵本や児童書を子どもたちが利用する施設で再活用を図る取組を行います。

〔具体的な取組〕

- ・県民から寄贈された絵本や児童書を修繕のうえ、保育所や幼稚園などの施設や病院・店舗等に設置

【指標と目標数値】

- ・リサイクル文庫の設置先数（累計）

(R1) 853か所 → (R7) 1,050か所

(9) 高齢者への読書活動推奨

高齢者への読書活動を一層推進するため、関係団体を通じた読書に関する情報提供を行います。

〔具体的な取組〕

- ・高齢者団体における読書に関するセミナー等希望者への出前講座等の紹介
- ・高齢者向けのイベント等での大活字本や読書補助の機器展示

【指標と目標数値】◆県民意識調査

- ・「1日平均30分以上読書をしている」と答える70歳以上の割合

(R2) 56.6% → (R7) 70.0%

(10) 書店団体等と連携した読書活動の推進

県民の読書意欲を喚起するため、県内の書店団体等と連携して、読書に関する情報提供等の取組を行います。

〔具体的な取組〕

- ・ SNSを活用したキャンペーン事業
- ・ あきたブックネットによる「まちの本屋」の読書活動の推進に関する取組の紹介
- ・ 読書拠点に関する調査

(11) 雑誌スポンサー制度※の充実

地元企業が雑誌スポンサーとなって、公立図書館等へ雑誌を提供してもらうことにより雑誌数を充実させるとともに、企業に情報発信の場を提供します。合わせて相互の連携を深めることで、企業活動を県民に周知し、図書館サービスの充実を図ります。

〔具体的な取組〕

- ・ 県立図書館の雑誌スポンサー制度の実施
- ・ 市町村立図書館等の取組に対する情報提供と助言

※雑誌スポンサー制度

図書館の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込み、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とした資料寄贈の制度。選書は図書館で行い、スポンサー企業は購読料を負担する。対象となる雑誌に専用カバーを取り付け、スポンサーとなっている企業名や広告を表示するなどの方法で、企業活動を図書館利用者に周知することができる。

【指標と目標数値】

- ・ 公立図書館（県立図書館・市町村立図書館等）のスポンサー企業数（R1）80企業 → （R7）90企業



◀ 雑誌スポンサー紹介コーナー

5 指標一覧

	施 策	指 標	R2基準値	R7目標値	ページ
1	各世代に対応した読書環境の整備	県立図書館の年間購入冊数	(R1) 14,063冊	15,000冊	11
2		県立図書館の新規登録者数	(R1) 2,067人	2,300人	11
3		県立図書館の年間個人貸出冊数	(R1) 361,658冊	400,000冊	11
4	県民の読書ニーズに対応できるサービス機能の強化	「レファレンス・サービスを知っている」と答える利用者の割合	(R1) 53.1%	60.0%	12
5		「レファレンス・サービスに満足している」と答える利用者の割合	(R1) 84.0%	90.0%	12
6	秋田県立図書館デジタルアーカイブの活用促進	登録データ数	(R1) 605,687件	615,000件	12
7		閲覧件数	(R1) 33,557件	40,000件	12
8	ウェブサイトやSNSを活用した情報発信	県立図書館ウェブサイトのアクセス数	(R1) 235,195件	270,000件	13
9		県立図書館Facebookページのフォロワー数	(R1) 118人	500人	13
10	子どもの読書習慣づくり	読書相談件数	(R1) 332件	350件	14
11		おはなし会実施回数	(R1) 23回	24回	14
12		おはなし会参加人数	(R1) 663人	720人	14
13	児童会館での子どもの読書活動の推進	県子ども読書支援センターから県児童会館図書室への資料貸出冊数	(R1) 593冊	1,000冊	14
14	高齢者などへの読書支援	電話(対面)朗読ボランティア活用者実数	(R1) 22人	50人	16
15	「あきたブックネット」による情報発信	Twitter「あきたブックネット」のアクセス数	(R1) 1,510,644件	2,100,000件	16
家庭における読書活動の推進 小計15項目					
16	幼稚園・保育所・認定こども園等における読み聞かせの推奨	新規採用者研修受講者の肯定的評価	90.0%	93.0%	17
17	小・中学校における取組	「読書が好き」と答える児童の割合(小学校6年生)	(R1) 82.0%	82.0%	18
18		「読書が好き」と答える生徒の割合(中学校3年生)	(R1) 76.6%	80.0%	18
19		週に1回以上学校図書館等に行く児童の割合(小学校6年生)	(R1) 23.9%	30.0%	18
20		週に1回以上学校図書館等に行く生徒の割合(中学校3年生)	(R1) 7.6%	20.0%	18

	施 策	指 標	R2基準値	R7目標値	ページ
21	高等学校における取組	1か月に1回以上学校図書館を利用する生徒の割合	20.1%	40.0%	19
22		1か月に本を1冊以上読む生徒の割合	61.4%	70.0%	19
23	特別支援学校における取組	校内の読書環境の整備と改善に毎月取り組んでいる学校の割合	(R1) 73.0%	95.0%	19
24		図書を活用した他の学校や地域の人々との交流により、本に親しんだ幼児・児童・生徒の割合	(R1) 60.0%	95.0%	19
25	学校図書館の環境整備と研修機会の提供	学校図書館への年間貸出冊数	(R1) 18,169冊	20,000冊	21
26	図書館利用と読書への興味・関心を高める取組	「セカンドスクールの利用等の取組に満足した」と答える児童・生徒・学生の割合	(R1) 90.2%	100.0%	22
27		「図書館の仕事・役割を理解した」と答える児童・生徒・学生の割合	(R1) 100.0%	100.0%	22
学校における読書活動の推進 小計12項目					
28	資料貸出や情報提供による支援	市町村立図書館等の年間個人貸出冊数	(R1) 2,371,796冊	2,500,000冊	23
29		市町村立図書館等への年間貸出冊数	(R1) 21,319冊	23,000冊	23
30		市町村立図書館等の相談件数	(R1) 125件	220件	23
31	市町村立図書館等職員の育成	「満足した」と答える参加者の割合	(R1) 98.3%	100.0%	24
32	課題解決のための読書や図書館利用の促進	「取組を知っている」と答える利用者の割合	(R1) 65.5%	80.0%	25
33		「取組に満足している」と答える利用者の割合	(R1) 64.0%	80.0%	25
34		市町村立図書館等のサービス実施館数	(R1) 56館	60館	25
35	「子ども読書の日」の周知と取組の推進	実施市町村数と取組件数	25市町村 176件	25市町村 200件	25
36	読み聞かせ団体等への活動支援	県立図書館からボランティア団体等への資料貸出	(R1) 713冊	800冊	26
37		県子ども読書支援センターからボランティア団体等への資料貸出	(R1) 5,648冊	6,000冊	26
38	企業内文庫の普及啓発	「1日平均30分以上読書をしている」と答える20～60歳代の割合	40.7%	70.0%	27
地域・職場における読書活動の推進 小計11項目					

	施 策	指 標	R2基準値	R7目標値	ページ
39	視覚障害者等の図書館利用に係る体制の整備	「障害者サービスを知っている」と答える利用者の割合	－	50.0%	29
40		障害者サービス利用登録者数(累計)	－	50人	29
41	視覚障害者等の秋田県点字図書館の利用に係る体制の整備	図書の製作数	(R1) 294タイトル	350タイトル	29
42		図書の貸出数	(R1) 7,408タイトル	7,700タイトル	29
43	大学図書館と県立図書館の連携強化	大学図書館との相互貸借の年間貸出冊数	(R1) 303冊	350冊	30
44		大学図書館との相互貸借の年間借受冊数	(R1) 52冊	60冊	30
45	外部機関等と連携した図書館利用促進	外部機関等への貸出冊数	(R1) 1,388冊	1,500冊	31
46		イベントの開催回数	(R1) 61回	60回	31
47	「県民読書の日」の啓発	「県民読書の日」を知っていると答える参加者の割合	(R1) 84.8%	90.0%	31
48	「秋田県読書フェスタ」の開催	実施市町村数と取組件数	21市町村 197件	25市町村 200件	32
49	県民の寄贈によるリサイクル文庫の普及	リサイクル文庫の設置先数(累計)	(R1) 853か所	1,050か所	32
50	高齢者への読書活動推奨	「1日平均30分以上読書をしている」と答える70歳以上の割合	56.6%	70.0%	32
51	雑誌スポンサー制度の充実	公立図書館(県立図書館・市町村立図書館等)のスポンサー企業数	(R1) 80企業	90企業	33
関係機関等との協働による読書活動の推進 小計13項目					

〈参考資料〉

I 県内公立図書館・公民館図書室等・点字図書館一覧

【公立図書館】

館 名	郵便番号	所在地	電話番号
秋田県立図書館	010-0952	秋田市山王新町14-31	018-866-8400
秋田県立図書館分館あきた文学資料館	010-0001	秋田市中通6丁目6-10	018-884-7760
鹿角市立花輪図書館	018-5201	鹿角市花輪字八正寺13	0186-23-4471
鹿角市立立山文庫継承十和田図書館	018-5334	鹿角市十和田毛馬内字上陣場19-5	0186-35-3239
小坂町立小坂図書館	017-0201	小坂町小坂字中前田54-1	0186-29-2207
大館市立栗盛記念図書館	017-0827	大館市字谷地町13	0186-42-2525
大館市立花矢図書館	017-0005	大館市花岡町字前田162-3	0186-46-1557
大館市立田代図書館	018-3505	大館市早口字上野43-1	0186-43-7127
大館市立比内図書館	018-5701	大館市比内町扇田字庚申岱8	0186-43-7142
北秋田市鷹巣図書館	018-3311	北秋田市材木町2-3	0186-62-1707
北秋田市森吉図書館	018-4301	北秋田市米内沢字寺の下16-3	0186-72-3192
上小阿仁村立図書館	018-4421	上小阿仁村小沢田字向川原60-3	0186-60-9000
能代市立能代図書館	016-0842	能代市追分町4-26	0185-54-1114
能代市立二ツ井図書館	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1二ツ井町庁舎3階	0185-88-8853
秋田市立中央図書館明徳館・中央図書館明徳館文庫（フォンテ文庫）	〔本館〕 010-0875 〔文庫〕 010-0001	〔本館〕 秋田市千秋明徳町4-4 〔文庫〕 秋田市中通2丁目8-1	（本館） 018-832-9220 （文庫） 018-893-6167
秋田市立中央図書館明徳館河辺分館	019-2625	秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1	018-881-1202
秋田市立新屋図書館	010-1632	秋田市新屋大川町12-26	018-828-4215
秋田市立土崎図書館	011-0946	秋田市土崎港中央6丁目16-30	018-845-0572
秋田市立雄和図書館	010-1223	秋田市雄和妙法字上大部48-1	018-886-2853
男鹿市立図書館	010-0511	男鹿市船川港船川字外ヶ沢126-1	0185-23-2552
潟上市図書館	010-0201	潟上市天王字御休下1-1	018-878-6688
潟上市図書館昭和分館	018-1401	潟上市昭和大久保字堤の上1-3	018-877-7305
潟上市図書館飯田川分館	018-1595	潟上市飯田川字下虻川字八ツ口66	018-877-6744
潟上市図書館追分分館	010-0101	潟上市天王字長沼132-21	018-873-5672
八郎潟町立図書館	018-1614	八郎潟町字中田67-4	018-827-5601

【公立図書館】

館 名	郵便番号	所在地	電話番号
由利本荘市中央図書館	015-0076	由利本荘市東町15	0184-22-4900
由利本荘市岩城図書館	018-1301	由利本荘市岩城内道川字水呑場27-1	0184-73-3673
由利本荘市由利図書館	015-0341	由利本荘市前郷字御伊勢下33	0184-53-2121
にかほ市立図書館こびあ	018-0311	にかほ市金浦字十二林70-10	0184-32-4100
にかほ市立図書館仁賀保分館	018-0402	にかほ市平沢字中町79	0184-35-4711
にかほ市立図書館象潟分館	018-0104	にかほ市象潟町字狐森31-1	0184-43-2229
大仙市立大曲図書館	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16	0187-62-1012
大仙市立協和図書館	019-2401	大仙市協和船岡字大袋1-7	018-892-3830
大仙市立西仙北図書館	019-2112	大仙市刈和野字愛宕下24-1	0187-75-0099
大仙市立神岡図書館	019-1701	大仙市神宮寺字下川原前開102	0187-72-2501
大仙市立仙北図書館	014-0113	大仙市堀見内字下田茂木139	0187-69-3334
大仙市立太田図書館	019-1613	大仙市太田町太田字新田下野50-3	0187-86-9460
大仙市立南外図書館	019-1901	大仙市南外字悪戸野127-6	0187-74-2130
大仙市立中仙図書館	014-0203	大仙市北長野字袴田95	0187-56-7200
仙北市総合情報センター・学習資料館	014-0311	仙北市角館町田町上丁23	0187-43-3333
仙北市立田沢湖図書館	014-1201	仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1	0187-43-1307
美郷町学友館	019-1404	美郷町六郷字安楽寺122	0187-84-4920
横手市立横手図書館	013-0021	横手市大町7-9	0182-32-2662
横手市立増田図書館	019-0701	横手市増田町増田字土肥館173	0182-45-5559
横手市立平鹿図書館	013-0105	横手市平鹿町浅舞字覚町後138	0182-24-3281
横手市立雄物川図書館	013-0205	横手市雄物川町今宿字鳴田133	0182-22-2300
横手市立大森図書館	013-0516	横手市大森町字東中島141-2	0182-56-4180
横手市立十文字図書館	019-0522	横手市十文字町字西上24-1	0182-42-1345
湯沢市立湯沢図書館	012-0842	湯沢市字内館町27	0183-73-3040
湯沢市立雄勝図書館	019-0204	湯沢市横堀字白銀町49-1	0183-52-5387
羽後町立図書館	012-1131	羽後町西馬音内字本町108-1	0183-62-2205

【公民館図書室等】

館 名	郵便番号	所在地	電話番号
北秋田市阿仁公民館	018-4611	北秋田市阿仁水無字大町146-1	0186-82-2220
北秋田市合川公民館	018-4282	北秋田市李岱字下豊田25	0186-78-2114
藤里町三世交流館	018-3201	藤里町藤琴字家の後67	0185-79-1327
三種町琴丘公民館	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185-87-3232
三種町山本公民館	018-2303	三種町森岳字町尻35	0185-83-2353
三種町八竜公民館	018-2401	三種町鶴川字西本田2	0185-85-2177
八峰町文化交流センター	018-2641	八峰町八森字中浜196-1	0185-77-3700
八峰町峰浜地区文化交流センター	018-2507	八峰町峰浜田中字野田沢20-1	0185-76-2323
若美公民館	010-0493	男鹿市角間崎字家の下54	0185-46-4109
五城目町中央公民館	018-1723	五城目町上樋口字堂社75	018-852-4411
井川町公民館	018-1512	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	018-874-4422
大潟村公民館	010-0443	大潟村字中央1-21	0185-45-2611
由利本荘市矢島公民館	015-0404	由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1	0184-56-2203
由利本荘市東由利公民館	015-0211	由利本荘市東由利老方字台山36	0184-69-2311
由利本荘市鳥海公民館	015-0501	由利本荘市鳥海町伏見字久保193	0184-57-2881
由利本荘市出羽伝承館 (大内公民館図書室)	018-0711	由利本荘市岩谷町字西越36	0184-62-0505
由利本荘市西目公民館	018-0604	由利本荘市西目町沼田字新道下2-533	0184-33-2315
仙北市西木公民館	014-0515	仙北市西木町門屋字漆原89-2	0187-47-3100
横手市立山内公民館図書室	019-1108	横手市山内土淵字二瀬8-4	0182-53-2187
横手市立太雄公民館図書室	013-0461	横手市大雄字三村東18	0182-52-2522
湯沢市稲川カルチャーセンター	012-0105	湯沢市川連町字大関下6	0183-78-5557
湯沢市皆瀬生涯学習センター図書室	012-0183	湯沢市皆瀬字沢梨台106	0183-46-2033
東成瀬公民館図書室	019-0801	東成瀬村田子内字上野8-1	0182-38-8711

【点字図書館】

館 名	郵便番号	所在地	電話番号
秋田県点字図書館	011-0943	秋田市土崎港南3丁目2-58	018-845-0031

Ⅱ 秋田県の読書活動推進体制について

○秋田県読書活動推進基本計画の進行管理

秋田県読書活動推進本部《知事を本部長とし、各部長で構成》

○施策の一体的推進

秋田県読書活動推進連絡会

《庁内関係 12 課所で構成》

- ・ 総合政策課
- ・ 次世代・女性活躍支援課
- ・ 長寿社会課
- ・ 障害福祉課
- ・ 教育庁総務課
- ・ 幼保推進課
- ・ 義務教育課
- ・ 高校教育課
- ・ 特別支援教育課
- ・ 生涯学習課
- ・ 県立図書館
- ・ 生涯学習センター

○市町村との協働による推進

秋田県読書活動推進連絡協議会

《県と 25 市町村で構成》

- ・ 市町村企画担当課
- ・ 市町村教育委員会読書活動推進担当課
- ・ 県総合政策課
- ・ 教育庁総務課
- ・ 教育庁生涯学習課

事務局：秋田県企画振興部総合政策課県民読書推進班

〒 010-8570 秋田市山王 4-1-1

TEL：018-860-1216

Ⅲ 秋田県民の読書活動の推進に関する条例

平成 22 年 3 月 30 日
秋田県条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民読書活動推進基本計画)

第 4 条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。

3 県は、必要があると認めたときは、基本計画を変更するものとする。

(財政上の措置等)

第 5 条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第 6 条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



© 2015 秋田県んだッチ

発 行

秋田県読書活動推進本部

(秋田県企画振興部総合政策課)

〒010-8570

秋田市山王四丁目1番1号

TEL 018-860-1216

FAX 018-860-3873